

摂津市議会

# 民生常任委員会記録

平成25年12月5日

摂津市議会

# 目 次

民生常任委員会

12月5日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件 .....	1
開会の宣告 .....	3
市長あいさつ	
委員会記録署名委員の指名 .....	3
議案第60号所管分の審査 .....	3
質疑（市来賢太郎委員、増永和起委員、山崎雅数委員）	
議案第69号、議案第70号、議案第74号、議案第75号、議案第76号、議案第77号、議案第78号、議案第79号、議案第81号、議案第82号、議案第83号、議案第84号の審査 .....	17
質疑（福住礼子委員、市来賢太郎委員、増永和起委員、山崎雅数委員）	
議案第88号の審査 .....	32
質疑（山崎雅数委員）	
議案第89号の審査 .....	33
質疑（山崎雅数委員）	
議案第62号の審査 .....	34
質疑（市来賢太郎委員、増永和起委員）	
議案第64号の審査 .....	35
議案第65号の審査 .....	35
質疑（山崎雅数委員）	
議案第90号の審査 .....	35
質疑（福住礼子委員、増永和起委員）	
採決 .....	37
閉会の宣告 .....	38

## 民生常任委員会記録

### 1. 会議日時

平成25年12月5日(木) 午前10時1分 開会  
午後 2時3分 閉会

### 1. 場所

第二委員会室

### 1. 出席委員

委員長 森西 正                      副委員長 山崎雅数                      委員 福住礼子  
委員 村上英明                      委員 市来賢太郎                      委員 増永和起

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 説明のため出席した者

市長 森山一正    副市長 小野吉孝  
生活環境部長 杉本正彦    同部次長兼環境センター長 井口久和  
同部参事兼産業振興課長 鈴木康之    同部参事兼環境業務課長 野村眞二  
自治振興課長 早川 茂    市民活動支援課長兼コミュニティプラザ館長 橋本英樹  
市民課長 船寺順治    自治振興課長代理 中尾昌志  
保健福祉部長 堤 守  
高齢介護課長 石原幸一郎    障害福祉課長 吉田量治  
国保年金課長 安田信吾

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局長 寺本敏彦                      同局書記 井上智之

### 1. 審査案件(審査順)

議案第60号 平成25年度摂津市一般会計補正予算(第5号)所管分  
議案第69号 指定管理者指定の件(正雀市民ルーム)  
議案第70号 指定管理者指定の件(摂津市立小川自動車駐車場)  
議案第74号 指定管理者指定の件(摂津市立障害児童センター)  
議案第75号 指定管理者指定の件(摂津市立ひびきはばたき園ほか2施設)  
議案第76号 指定管理者指定の件(摂津市立みきの路)  
議案第77号 指定管理者指定の件(摂津市民文化ホール)  
議案第78号 指定管理者指定の件(フォルテ301及びフォルテ303)  
議案第79号 指定管理者指定の件(摂津市立コミュニティプラザ)  
議案第81号 指定管理者指定の件(摂津市立保健センター)

- 議案第 8 2 号 指定管理者指定の件（摂津市立休日小児急病診療所）  
議案第 8 3 号 指定管理者指定の件（摂津市斎場）  
議案第 8 4 号 指定管理者指定の件（せつつメモリアルホール）  
議案第 8 8 号 摂津市斎場条例の一部を改正する条例制定の件  
議案第 8 9 号 摂津市立葬儀会館条例の一部を改正する条例制定の件  
議案第 6 2 号 平成 2 5 年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）  
議案第 6 4 号 平成 2 5 年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）  
議案第 6 5 号 平成 2 5 年度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）  
議案第 9 0 号 摂津市国民健康保険条例等の一部を改正する条例制定の件

(午前10時1分 開会)

○森西正委員長 おはようございます。  
ただいまから民生常任委員会を開会します。

理事者から挨拶を受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

昨日の本会議に引き続き、本日は民生常任委員会をお持ちいただき、大変ご苦労さまでございます。

本日は、昨日の本会議で本委員会に付託されました案件について、ご審査をいただくわけですが、どうぞ慎重審査の上、ご可決いただきますようよろしくお願いいたします。

一旦退席させていただきます。

○森西正委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、増永委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森西正委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前10時2分 休憩)

(午前10時3分 再開)

○森西正委員長 再開します。

議案第60号所管分の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し質疑に入ります。

質疑はございませんか。

市来委員。

○市来賢太郎委員 おはようございます。それでは私から一点。

摂津市一般会計補正予算書の14ページ、商工費府補助金、説明で地方消費者行政活性化交付金とありますけれども、こういった経緯で補正が行われるのか、

そしてまた具体的な使い道についてお聞かせください。

○森西正委員長 鈴木参事。

○鈴木生活環境部参事 委員のご質問にご答弁申し上げます。

まず、商工費府補助金につきましては、内容としましては地方消費者行政の活性化の交付金でありまして、昨今、消費生活相談ルームでは、送りつけ商法や社会保険料の還付金等々の詐欺の問い合わせが増加傾向にあります。

また、デジタルコンテンツを含めて、いろいろなインターネットサービスのトラブルも発生しております。本市相談員が窓口で対応しておりますが、積極的に出前講座を開催しまして、いろいろな新しい、新種の詐欺などなどの情報提供をしていきたいということで、交付金を活用し、出前講座の備品等を強化するために購入するものでございます。

また今回、市役所のパソコンシステムが変わりましたので、それに対応しまして消費者生活の相談員のパソコン2台もあわせて、購入させていただく内容となっております。

○森西正委員長 市来委員。

○市来賢太郎委員 ご説明ありがとうございました。

今、送りつけ詐欺などの詐欺が増加しているということでしたけれども、具体的にどれぐらいの件数の詐欺があったのかをお聞かせいただけますでしょうか。

○森西正委員長 鈴木参事。

○鈴木生活環境部参事 まず、国民健康保険等に関する社会保険料の問い合わせの中におきましては、平成25年4月から現在まで約8か月におきまして、113件の問い合わせがあり、電話での聞き取りによりますと、実害額1件4万9,000円という形で国保年金課から情報

をいただいております。

また、消費生活相談員が受けました問い合わせの架空請求や不当請求におきましては、25件の問い合わせがありました。幸いなことに実害が発生しませんでした。

今後も発生額等出ないように、啓発を進めてまいりたいと考えております。

○森西正委員長 市来委員。

○市来賢太郎委員 ありがとうございます。

詐欺等の犯罪には、問い合わせ等迅速に対応していただきたいのと、予算、補正予算、適切に執行していただきますようお願いいたします。

○森西正委員長 ほかにございますか。

増永委員。

○増永和起委員 幾つかあります。

まず、一般会計補正予算の7ページ、債務負担行為です。ごみ収集処理事業とごみ処理施設維持管理事業で、それぞれ債務負担行為の補正が組まれています。この中身について、お知らせをいただきたいと思っております。

それと、25ページ、障害児通所給付費が補正で組まれていますけれども、これも具体的にどのようなものなのか、教えてください。

○森西正委員長 井口次長。

○井口生活環境部次長 それでは私のほうから、ご質問の債務負担行為につきまして、ごみ収集処理事業及びごみ処理施設維持管理事業について、総括的にご説明申し上げます。

まず、ごみ処理事業につきましては、平成26年度より可燃ごみ、不燃ごみの収集運搬業務の委託地域を拡大することによって、あわせまして資源ごみの収集運搬業務の品目につきましても、瓶・缶を新たに追加いたします。

そのことに伴いまして、平成26年度から平成27年度までの2か年を契約期間といたします委託料の限度額を設定したものでございます。

それから次は、ごみ処理施設維持管理事業でございますけれども、これも平成26年度から環境センターにおけます運転管理業務のうち、新たに夜間業務を委託することに伴いまして、平成26年度から平成28年度までの3か年を契約期間といたしまして、委託料の限度額を設定したものでございます。

○森西正委員長 吉田課長。

○吉田障害福祉課長 それでは障害福祉課に係る分に関してご答弁させていただきます。

障害児通所給付費に関しましては、児童の発達支援事業の給付で、未就学児の通所の事業の給付費でございます。また、医療型児童発達支援事業の給付費や、放課後等デイサービス事業で、医療型児童発達支援給付費のほうは、医療の通所の施設に通う給付費でございます。放課後等デイサービスは、就学児等が通う通所のサービスで、この主な3つのサービスが平成24年度の児童福祉法の改正によってまとめられたということで、平成25年度の見込みをした中では、非常に特に児童の放課後等デイサービスがふえておるということで、今回補正のほうをさせていただいた経過になっております。

○森西正委員長 増永委員。

○増永和起委員 ありがとうございます。

今、ごみの収集事業の委託拡大と、それから夜間運転する分を委託したいという処理施設の分ということでお伺いしましたけれども、現在も委託はされていると思うんです。それについて委託の状況、地域であるとか、何%ぐらい委託しているであるとか、その辺を教えてください。

たいというふうに思います。

それから、委託をふやすということでしたら、それについては入札で行うのでしょうか。その辺も教えてください。よろしく願います。

それから、放課後等デイサービスがふえているということですが、具体的にどれくらいふえていて、どれくらいの子どもたちがそこに通っているのか、教えていただきたいといます。

○森西正委員長 野村参事。

○野村生活環境部参事 それではまず、ごみ収集処理事業の委託に関するご質問で、現在の委託の地域と委託の割合についてということと、委託契約の方法ということのご質問についてでございますが、まず、現在委託している地域でございますが、市内、安威川の以北と以南で、おおむねそれぞれ3エリアずつを委託しておるわけですが、具体的には千里丘の1丁目から5丁目の一部。そして正雀本町の1丁目から4丁目。そして庄屋の1丁目、別府地区ですと、北別府町と東別府の1から3丁目、そして別府の1丁目から3丁目、南別府町で府営住宅除く部分です。そして学園町、浜町となっております。烏飼地区では、烏飼銘木町や烏飼中1丁目から3丁目、烏飼上の1丁目から5丁目、烏飼新町の1丁目から5丁目と烏飼八町1丁目から2丁目となっております、大体今現在の委託割合で申しますと、市内の約4割の世帯が委託地域となっております。

そして、今回の債務負担行為の補正に係ります新規の委託の業者の選定方法についてでございますが、これにつきましては今回の債務負担行為の補正の議会でのご可決を賜った後に、庁内で検討会をもちまして、その中で委託方法、業者の選考から委託の方法等、検討させていた

だいた中で執行していきたいと考えております。

○森西正委員長 井口次長。

○井口生活環境部次長 環境センターにつきまして、夜間業務ということですが、現在委託はしておりませんので、今回が初めてということでございます。それと現在の状況ということなんですけれども、職員が3班編成でございます、日勤と夜勤とを繰り返しております。24時間運転でございますので、この部分で、夜勤を委託しようということでございます。

これにつきましては、質問はちょっとなかったんですけれども、先に補足ということで申しわけないですけれども、職員の定数の問題がございまして、委託に踏み切ってるということでございますので、よろしく願いたいと思います。

○森西正委員長 吉田課長。

○吉田障害福祉課長 それでは、直近の状況に関して放課後等デイサービスの報告をさせていただきます。

ことしの4月から10月比、前年度と対比いたしましたら、件数でいったら649件、回数5,089回、行っておりまして、約130%の増加、2倍以上ですね、利用がふえていると。実際に事業所のほうが平成24年度に新たにできたのが3か所、平成25年度に2か所できて、1か所が他市から移ってきたというような状況でございますので、ある程度ふえていくのも、事業所数とともに仕方がないのかなと思っております。そのため今回補正させていただいた状況でございます。

○森西正委員長 増永委員。

○増永和起委員 今現在の地域はお聞きして、4割ぐらいが委託されてるということだったんですけど、場所はこれから

ということで、どれぐらい、あと何割、これが新たに委託されたら何割になるかみたいなことは決まってないのでしょうか。ちょっとそれもつけ足してお答えいただきたいと思います。

今、人数が減っているからということで、それもこれから聞こうと思ってたんですけども、今ここに持っているのは、23年5月にまとめられた摂津市一般廃棄物処理基本計画というのを持っているんですけども、そこの36ページに、摂津市環境センターで働いている方、管理職の人お一人、事務職がお一人、再任用含むですね。技術職員が22名、再任用2名含む。リサイクルプラザのほうがお二人管理職と事務職が4名、再任用1名含む。技術職員41名、再任用2名含むということで、23年5月の分にはまとめられているんですけど、これが具体的にどんなふうに減っているのかということをお教えいただきたいと思います。

それから、入札するのかということも聞きましたね、たしかね。それもまた答えてください。

それと、この一般廃棄物処理基本計画、平成23年に出されてるわけですけども、この前にリサイクルプラザの問題であるとか、それから収集の委託の問題であるとか、かなり市議会でも議論をされたように議事録綴ってますと見えてきます。その中で、この10年間を見通す基本計画が立てられたんだと思うんですけども、これを読んでみますと、やはり摂津市が本当にごみを減量するためにしっかりと市民の皆さんと一緒に協働で取り組んできた内容というのが、よくわかりますし、今後の方向性についても、やはり資源ごみはきちんと資源として再利用するとか、そういう問題についてもしっかりと取り組んでいくんだということがう

たわれてて、やはりこの計画に沿ってこれから進めていっていただきたいというふう思うわけですけども、この中で読んでみますと、やはり職員の皆さん、その頑張りというのが非常によく伝わってくる中身になってると思うんです。1軒1軒、ごみの出し方が違うかったら、そこをインターホン押して、話をしたりだとか、自治会にもお話に行ったりだとか、そういうことをしていただいている。その中でこのごみがどんどん減量してきたんだということが、非常によくわかる内容になっていると思うんです。

この中の数字でも出てきますけれども、ごみの収集の直営収集とそれから委託収集では、適正分別分というのが明らかにパーセントが違う。直営で92.90%、委託収集の分は78.19%というふうに数字が出てきています。

やはり市の職員の皆さんが本当に一生懸命やっていた中身がここにあられてきてると思うんですね。今後ともそれを徹底して資源として生かせるものをもっともって資源として生かして行って、その上でリサイクルプラザも平成28年に中間処理施設として実施していくという内容ではなかったかと思うんです。プラスチック製容器の分別収集とか、そういうことについてもやっていくということだと思っただけですね。

そういうことと、今回民間委託がまたいきなり出てきたという問題は、私としては非常に納得がいかないというか、この方向で進められていくなれば、市の職員さんを、直営の方を、なおさらもっと雇用するのが本来の筋である。それによって炉の延命化がきちっと進められるし、ごみもすごく減量して、費用的にも大きく見ればそのほうがよりすばらしいというふう思うんですけども、この急な、



私にとっては急だと思うんですけども、この中の方針でそんなふうにはうたわれてないと思うんですね。もっともっと民間委託をふやしていくんだというふうにはここにはうたわれていないと思うのに、広げていかななくてはならないというか、そういう選択をする理由がよくわからないんですけども、その辺ぜひお答えいただきたいのと、そういう民間委託によって、この基本計画の方向がきちっと本当に推し進められるのかということについても教えていただきたいと思います。

放課後等デイサービスが非常にふえてきたということのお話でした。私も障害のある子ども、3年生までは学童保育に行けるけれども、そこからあと、本当に今まで困っていて、ヘルパーに時々お願いをしたりであるとか、いろんなやりくりをしてるといってお話を今まで聞いたことがあるので、障害のある子どもが、放課後に居場所ができるということについては、非常にいいことだなというふうに思うのですけれども、片や、よその市では小学校4年生以上でも学童保育へ通うことができるというような市もございます。障害のある子どもたちがいろんな形はあるとは思いますが、摂津市の場合、その学童保育で4年生以上預かっただけなので、そこにしか行くところがないというような形なのか、そして費用の問題ですとか、本当にそこで子どもたちがしっかりと発達をしていける、交流が持てる、そういうふうなものになっているのか、その辺について市がどれだけの放課後等デイサービスについて対応されているのかということについてお聞きしたいと思います。

○森西正委員長 野村参事。

○野村生活環境部参事 それでは、ごみ収集処理事業に関する数点のご質問にお

答えさせていただきます。

まず1点目の今回新たに委託する地域とその後の委託割合ということの問いでした。

新たに委託する地域につきましては、今回の債務負担行為のこの補正という分につきましては、新たに委託をするに係る限度額の補正で枠取りをさせていただくものでございます。

具体の委託地域については、これからという形になるんですが、大体エリアとしまして、1エリア大体5,000世帯ぐらいをめぐりにこれまでもやっておりますので、今回につきましては5,000世帯のエリアを2エリアということで、約1万世帯を考えております。

その1万世帯を委託することによって、大体委託の割合ということでございますが、委託の割合が約7割になると思っております。

そして、職員数の推移でございます。一般廃棄物処理基本計画の36ページに載せさせていただいてる職員数、とりあえず環境業務課とリサイクルプラザに関してでございますが、こちらに載ってるのが平成22年4月1日現在ということで、管理職2名、部長含むと。事務職員4名、再任用1名を含む。そして技術職員が41名、再任用2名含むという形になっております。

それが平成23年の4月1日現在で見ますと、管理職が2名で変わりなしと。事務職員につきましては再任用職員がいなくなりましたので3名、そして技術職員が再任用職員1名を含めて40名と。そして平成24年の4月1日現在で見ますと、管理職員、事務職員は増減ございません。技術職員が再任用職員1名を含む39名となっております。ここで1名減になってる分につきましては、職員の

死亡退職による分が1名あったということでございます。

そして平成25年の4月1日現在で見ますと、管理職、事務職員としては変化はございません。技術職員が再任用職員1名を含む35名ということで、前年度より4名減となっております。この4名につきましては、事務職への任用替えによる4名ということでございます。

そして、これからの予定でございますけど、26年4月には、恐らく管理職、事務職員は変わらないだろうと思われるんですが、技術職員におきましては、定年退職を迎えられる職員が4名おられます。そして昨年の事務職員への任用替え、今現在名簿登載されてる職員が5名おりますので、計9名が減少になるのかなというところですが、退職職員につきましては再任用の意向も出されておられますので、トータルで見ますと5名、事務職への任用替えの5名の分が減になるかと思われまます。

そして先ほどもありました3点目の質問でございますが、今回の業者の選定方法につきましては、入札による方法を今の時点では考えております。

それから、この一般廃棄物処理基本計画の中身からの、委員からご意見いただきました職員の頑張りによって、ごみ減量が進められてきてるのではないかと、直営と委託の適正分別の割合が、やはり直営のほうが上回ってるのではないかと、そのことについてでございますが、この分別の調査を行っているのが、平成20年から21年度の家庭系の燃やせるごみ、燃やせないごみの組成調査を行ったものでございます。

あまり好ましくないかもしれないですけど、委託業者にとっては、どうしてもごみを取り残すということがイコールご

みが残ってるということの苦情というような形でとられるところが、ややもすると不適正なものまで回収するようなことも以前は見受けられました。

これにつきましては、毎年ですけど、年度当初に委託業者も含めまして、当然事業系のごみを回収してる許可業者もでございます。これらにつきましては、一同にお集まりいただきまして、我々のほうで事務連絡ということで、やはり市として、このごみの減量に向けて適正分別というのを進めているというところを徹底させていただいて、家庭系のごみで不適正なものがあれば、取り残し袋、要は燃やせるごみの日だけでも燃えないごみがありますよということで、それを取り残し袋に入れて置くとか、シールを張っていくとか、その家庭の方がおられたらお伝えするとかいうようなことを、直営の職員もやっているので、委託の業者もその辺の対応をお願いするということでは毎年年度当初にお伝えさせてもらっておりますので、この数字はおそらく変わってきてるのではないかなと思われまます。

そして、そのごみの分別から、ごみになるもの、資源になるものということで、先ほど委員からもありましたとおり、リサイクルプラザの再整備ということで、現在、廃プラスチックの中間処理施設の建設に向けて動いておるわけですけども、そのあたりにつきましても、重々機会あるごとに、やっぱりごみの減量については、今現在、資源になるものとならないもの、分別の徹底ということでやっておりますので、そのあたりについては、また業者のほうにも周知していきたいと考えております。

それから、委員のほうからありました最後の質問ですけども、委託の案件がいきなり上がってきたということと、職員

の減ってきた分については採用していくべきではないかというようなご質問ですね。一般廃棄物処理基本計画との整合性ということでのご質問がございました。

この一般廃棄物処理基本計画につきましては、あくまでも環境に優しいまちづくりということで、今までの大量生産、大量消費とかいう社会構造を循環型の社会ということで、自然環境の負荷の軽減ということでリサイクルを目指すということでの計画ということで立てさせてきてもらっております。

その片方で、市として今現在も進行中でありまして、第4次の行財政改革の実施計画というのが進行中でございます。その中では、我々で申しますと、ごみ収集業務の委託の拡大であるとか、現業の職員と事務職員の比率、割合の問題であるとかということの中で、現業職員の退職後補充という問題もございまして、その中で、我々としては市民サービスの低下を招かない範囲で、また市の職員が直営としてごみの減量について、これからもイニシアチブをとれるという体制は確保した中で、この委託というものに取り組んできております。

その中で、いきなりの委託というようなご質問ございましたけれども、実は今現在委託しておりますところにつきましても、平成23年度から5年間の債務負担を組ませてもらって、現在やっております。その中でも委託については、そこで終わりということではなくて、今言いましたとおり、体制がとれる段階では拡大されるということもあるということでは、重々業者のほうも理解されておると思っておりますので、よろしく願います。

○森西正委員長 井口次長。

○井口生活環境部次長 それでは環境センターにかかわりますご質問のところ、

委託と直営の関係ですけれども、職員の推移から言いますと、先ほど減ったと申しましたけれども、環境センターのほうはこじんまりとしておりまして、技術職が1名、平成24年度に退職しております。それから管理職も24年度末で1人退職。それから任用替え試験で3名が事務職にかわってるという経過がございまして。そして3班、18名体制で運転をしているわけですけれども、実情から言いますと、半数が再任用職員とアルバイトで賄っているという状況でございます。

こんな状況を見まして、3班編成が難しくなってきたということがございまして。やはり直営で責任を持ったしっかりとした体制での運転管理をしていきたいということで、日勤の一斑編成という形でもっていかうかと考えております。

夜勤につきましては、民間の力をおかりして、焼却管理をしていただくということで、あくまでも直営が主体となって運転、補修、管理、全般を見ていくということで、保全の観点からいきますと、より細かい作業までできるのではないかと考えております。

それと、大きなメリットとしましては、委託を行うことによって、職員の高齢化が問題になっておりますので、やはり変則勤務はかなり負担が大きいという、そういった点も考慮して、技術を絶やさないように、再任用の技術を伝承して、残った職員でしっかり守っていくということをして今のうちからやっていきたいということでございます。

それから、委託の話が急に出てきたのではないかなということで、環境業務課のほうからも答弁がございましたけれども、我々としては、第4次行革の中で、平成26年度から、環境センターにつきましては委託を拡大というか、委託

を導入するというテーマとして上げておりました。ちょうど退職の時期も重なったりとか、職員の任用替えなんかも重なりましたので、このタイミングで計画どおり進められるのかなと思っております。

これは先ほども出ましたけれども、直営と延命化の問題はどうなってるんですかというようなことにも関係するんですけれども、我々としては保全に万全を期して、延命化を平成40年までの計画で進めておりますので、それに向かって補修、保全、安全運転、こういった観点で進めていけるものだと思っております。委託を入れたことによって、決して安全が損なわれたりとか、延命化がおくれるとか、延命化に支障を来すというようなことは考えておりません。その辺は職員でしっかりカバーしていこうというふうに考えております。

○森西正委員長 吉田課長。

○吉田障害福祉課長 それでは、障害福祉課に係る件について、ご答弁させていただきます。

まず、利用料の件なんですけれども、原則1割負担ということになっておりますが、所得に応じて上限がございまして、非課税世帯の方はゼロと。28万未満の課税世帯の方は4,600円、それ以上の方が3万7,200円という上限になっております。

その児童の放課後等デイサービスの事業の事業所の指導とか、そういうことに関してはどうなのかというご質問かとは思いますが、摂津の場合でしたら、この平成24年、25年、26年の3年度で児童のケアプラン、通所者の分は始まってございまして、今のところ、一年半が過ぎたんですけれども、80%ぐらいの方が実際もうケアプランを立てて

おる状況でございます。その中で療育の部分を含めて事業所にしっかりとアドバイスをさせていただいております、かなめとなる相談の支援の事業所なんですけれども、そこは市が委託して、決めていくという制度になっておりますので、摂津の市内でしたら2か所ございまして、1か所が障害児童センターですね、児童発達支援センターなんですけど、そこに1か所ございます。もう1か所が総合支援センターに1か所ということで、社会福祉事業団でさせていただいておるということで、きめ細かくしていただいている報告を聞いております。なかなか保護者の方も、子どもさんを預けておることもございまして、なかなか直接事業所には言いにくいことも、やっぱり間に相談支援の事業所があると、お話を聞かせていただくと、相談支援事業所がどういう形で本来接するべきなのかということも含めて、丁寧に事業所にわかるようにお話をさせていただいている事例を聞いておりますので、非常に円滑に、こういう新たにできた事業所に関して、やっぱりうまく指導していただいていると思っております。

○森西正委員長 増永委員。

○増永和起委員 まず、ごみのほうですけれども、7割の委託になるということを知って、非常にびっくりしたんです。以前の入札問題の議論の中でも出てきたとは思いますが、やはり災害が起きたときにどうするのかというような問題が、本当に大きな問題として、今もすごく現実的な問題として起きてきているのではないかとこのように思っています。

その中で横浜市でしたか、それまで民間委託していたところを直営に持っていったというような例も全国にはあるというふうに聞いております。

そういう災害が起きたときということを考えても、これは収集の部分だけではなくて、環境センターのほうも、やはり夜勤が民間の方ということですが、直営の職員の皆さんがそこにいてくださるといことが、大きな位置づけを占めるのではないかと私は思います。

高齢で変則勤務がきついという方に無理に夜勤をしてくださいということではなく、やはりそこは技術を引き継いでというお話もありましたように、新しい職員の方をしっかりと雇用していただいて、市として、これは行政改革というのは無駄を省くということやと思うんです。必要などころには、きちんと手当をすること、ぜひとも必要だと思しますので、市民の本当に命・安全を守るとい、大きくは地球環境を守るといお仕事をしてるわけですから、ぜひともそこには手厚い人員配置をしていただけるように、任用替えがそんなに多いといのは、やはりここでずっと仕事をしていこうというモチベーションが下がっているということでもあるのかなといふふうに思ったりもいたします。やはりそこで誇りを持ってこの仕事をずっと続けていくんだと、そういう職員の方々をしっかりと育てていっていただきたいし、そのためには新たな採用がないことには、そういうふうにならないのではないのかなといふふうに思いますので、正規の職員の方、ぜひとも入れていただいて、直営のしっかりしたお仕事を、今なさっているお仕事、すごく素晴らしいお仕事ですから続けていただきたいと思います。

ふれあい収集といふのも、お聞きしております。高齢の方のところ、ごみがなかなか出しにくい方のところに職員の方が直接行って、ごみをただ集めてくるだけではなく、安否確認とか、そういうこ

ともしっかりしていただいと。これは本当に他市も見習えるような非常にすばらしい活動やなといふふうに思います。

東淀川区で餓死事件が起きたり、あれは高齢の方ではなかったですけれども、いろんなことで、今本当に孤独死とかいろんな孤立が問題になってるときに、ただ、ごみを収集するだけではなくて、本当に市民と一緒にやっていくといふか、ちょっと先ほど民間の方も頑張っておられるといふことと言われておりましたけれども、確かに民間の方もそれは一生懸命やらはるとは思うんですけれども、やはりまず車に乗ってる人数が、直営の方は3人で車に乗っておられますが、民間の方は収集車に2人といふ中では、何ぼ一生懸命、年度の初めにこういふことをいふふうに伝えたとしても、現実それができるかといふと、なかなか難しい問題があるのではないかな。利益が上がらなければ民間の方はやはりそれは仕事にならないわけですから、やはりその辺では利益度外視してもやっていただいといふのは、市の職員の方だからこそだと思ひますし、市民もそのために税金を払っているといふふうに思ひますので、ぜひともそのところは改善していただきたいといふふうに、私たちは債務負担行為に対しては反対の立場をとらせていただきたいと思ひます。

それから、障害児の問題ですけれども、いろんな支援についても目を配ってやっておられるといふことですので、ちょっとこれは始まったばかりの事業ですので、いろんな問題といふのが、まだまだ見えてきてないところもあるかと思ひますし、私たちもまだまだ調査不足だといふところもあります。しっかりそこは利用者の方々とか、それから中で働いてる職員の方の労働条件なんかも実は気になつても

いるんです。その辺もしっかりと調査していただいて、子どもたちが健やかに、またそこで働いてる職員の方も本当にいい仕事ができるような内容の条件で働けるようにということで、これは要望としておきます。よろしくお願いします。

ふれあい収集の分について、民間委託が7割にということなんですけど、ふれあい収集は直営の方だけで行われてるといふふうに聞いてるんですが、そこだけには直営の方がまた行くというような形になるわけでしょうか。ちょっとその辺また、もう少し教えてください。よろしくお願いします。

○森西正委員長 杉本部長。

○杉本生活環境部長 ふれあい収集でございますけども、まだ3割しかというお話であります。他市を見渡しますと、うちの市はまだ3割もあるのかといわれるのがこれは現状でございます。ということで、うちの市が決して突出して委託の量が多いというより、むしろ少ないというふうに考えて、直営のほうが比率が高い、まだ3割も残るといふふうに我々は見ております。

しかしながら、先ほど委員おっしゃっていただいたように、直営のよさというのは確かにあると思います。これは間違いないと思います。ただし、先ほど委員さんもおっしゃいましたが、ごみを集めるという部分、これはやっぱり民間の力をおかりする。ただ、そういうふれあい収集などについては、これは福祉の問題にもかかわるんですけども、環境の部門、ごみの部門が担える部分については引き続き担っていくというふうに考えて、それに対する人員配置も残しながら、この債務負担行為をお願いしようというふうに考えておりますので、決して人が減るからふれあい収集やめしてしまうとこういっ

た論点には立っておりません。残すものは残す。お任せするものはお任せするというので引き続きやっていきたいと考えております。

○森西正委員長 それでは、副市長。

○小野副市長 今後の定員管理全体にもかかわりますので、若干申し上げたいと思います。

今、委員言われてる中身ですが、ちょうど思い出すのが、15年前に市長公室長をやっておりましたので、毎日のように環境センターに参ってました。その議論の中身そのものでございます。

私はそのときも言っておったんですが、今委員言われるように、私どものごみ収集にかかわっている職員の労働意欲なり、中身が、これはもう府下でも誇れるものだといふふうに思います。非常に頑張ってもらっておる。非常にレベルの高い中身で、また評価はしております。これはもう15年ぐらい前からこの話をしてまいりました。それで、ただ今後の第5次行革にかかってくるんですが、大きく申し上げますと、例えば今思い出しますのは、今回給与の7.8%削減を国が言ってきたと、全国知事会は何を言ったかといいますと、給与水準についても定数についても国に先駆けてやってきたではないかと。おかしいと。給与水準というのは、定数掛ける給与費で見ると、数字で見ると、それはその地方のことを考えてくれと言いましたですね。それで私もそれは全く同感です。例えばラスパイレス指数も、摂津は130ありました。今99までいったと思います。それで人件費の問題は平成11年に約84億円あったと思います。今56億円ぐらいまで減ってまいりました。その28億円が何かかといいますと、扶助費に回るといふことに考えてもらいたいんです。

ですからそういうことの中で、基本的にはこれが考えで、例えばきのうも消防通信指令事務協議会の議案がありました、聞きましたら早速吹田市との共同運用で何人かふやしてくれと来てます。ファシリティマネジメントでこれふやしてくれ、建築でこれふやしてほしい、ケースワーカーでと、これどういうふうに見ていくかということだと私は思っております。

基本的にはどこに辛抱願って、どこで市は摂津市として、これからきちっとやはり市民サービス低下しないようにいくのかと。ですから84億円の人件費がかかっておったら、これは多分今ごろ社会福祉費には回せなかったことは事実でございますから、ただそのうち一部に非常勤職員とかの賃金とかに回ってることは間違いございません。

したがいまして、今、委員言われましたように、私も否定できないのは、摂津市のこの3割が直営であると、高槻市、茨木市、吹田市にしても、ほとんどもう直営おらないという状況だと思います。ただそこに問題出てるのは、やはり、副市長で議論してますと、あまり委託が進みますと業者に全てが握られると。これはよくないと私も思います。したがいまして3割まできたときに、今言われた、今多くの市民の活動に環境職員も頑張ってくれます。摂津まつりでももちろんそうです。防災もそうでしょうし、そういったしますと、いよいよ、15年前もこの議論した、直営は幾ら職員を守るのかと。私は今までやってくれてる職員の、そのごみとかふれあい収集とか、時にそういうごみの出し方の問題、これは業者ではなかなか全てが賄えないと私思いますので、これは担当課もそう思っております。したがいまして今後の議論は、いよいよ摂津市のごみ収集は直営をゼロにすると

いうことは申し上げませんので、職員もそういうこと考えておりますから、ならば、いざというとき、市民サービスの向上、協働という理念から、この3割にきたときに、幾らで市民サービスの維持向上のために職員を直営化を堅持するかという、いよいよその議論のときが来たとき、市としてはこれを方向性を示すべきときが来たとき。これはもう生活環境部長も井口次長も幾らということをはっきりしなくてはならないということは私も同感でございますので、そういう協働の理念やまちづくりを進めるためにも、それから人件費はどこで圧縮して、どこにその職員を入れて、摂津市が未来永劫続いていけるかと、そういうことも考え合わせながら、第5次行革に向けてトータルで考えておると。3割きたときに直営をどれだけ守るかということを具体的な議論して、一定の方向を見出したいというふうに思っておりますので、そういう考え方で今後も進めてまいりたいというふうに考えております。

○森西正委員長 ほかにございますか。

それでは、山崎委員。

○山崎雅数委員 それでは私のほうからも質問させていただきたいと思っております。

副市長からお答えありましたけれども、ごみ収集の民間委託の拡大、この方針、今先ほどゼロにはしないと言われましたけれども、そうすると方向性というか、どこまで行くのかというのは、もし聞けるんなら聞きたいと思っております。

これ、債務負担行為ですけれども、さきの入札で民間へ5割拡大して、その5年間の期間、これも終わらないままにさらに拡大の方針、それこそ第4次行革の推進で、先ほどの職員の数も伺いました。減らしてきて、こういう形で民間委託ふやそうと。どういう検討をされてきたの

か。それから今度だからどうなっていくのかというのを聞かせていただきたいと思います。

資源ごみの瓶・缶も、全域になってくるのですかね。そうするともう全域、瓶・缶、業者が回るという話になってくるわけですから。

民間委託してきたその事業の状況も、先ほど2人体制と3人体制では、当然その作業の安全面とか状況の違いが出てきて当然やと思うんですけども、そういった評価も、本当に十分にやられているのか。人が減ったから、民間委託がもう仕方ないんやということになってきては、本当に市の責任というのはどこにあるのかというのがわからなくなってくるのではないかなと思っております。だから、検討の中身とそれから方針も聞かせていただきたいと思います。

ごみ処理施設維持管理事業のほうですけども、環境センターの維持管理事業になってますけども、これ、夜間、市の職員がいなくなるということになれば、炉の運転、稼働も全部やっていただくということでよろしいのですかね。そうすると、指定管理の指針にも、環境センターは指定管理にそぐわない、するものではないと書かれています。だから指定管理にはしない、要するに市の責任を持ってやらなあかん施設、環境センター、これの仕事はやっぱり指定管理にされないまでも、もう民間だということになってくると、そこに本当に市の責任はどこにあるんかと言わざるを得ないのではないかなと思っておりますので、ここもこういうふうになってきたということの検討の中身、お聞かせいただきたいと思います。

それから一般会計のほうで、障害児通所給付費、25ページの。あれは、他市では新しくできた事業所なんかは、よく

紹介をされてるんですけども、そういった取り組みは摂津市の場合はされないのかなというのを聞かせていただきたいと思います。

それから、同じ25ページの国保のほうですけども、国保というか、介護予防活動促進業務委託料というところなんですけども、ロコモティブシンドローム、これの指導者の育成だというふうに聞いてますけども、これをどういう形で委託をされて、その後配置をして、来年度の事業展開などにつながっていくのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

それから、31ページの商工費、先ほど市来委員の質問でもありましたけども、恐らくこれで消費者対策の事業でこちらになるのかなと思うんですけども、お答えでは出前講座の備品の拡充だとかいうことだったんですけど、プロジェクターとか何か啓発事業なんかに使うみたいなことをここで聞いてたんですけども、ちょっとその中身をお聞かせいただきたいと思います。

○森西正委員長 それでは、井口次長。

○井口生活環境部次長 それでは私のほうから環境センターにつきまして、今後の方針、それから、副市長から説明ございましたけれども、今後の検討・方針の中身ということでお答えをさせていただきます。

まず、収集業務につきましては、先ほども答弁がございましたように、ゼロにはしないと。これは間違いございません。緊急時対応を含めまして、摂津市の災害時には一番道路を隅から隅まで知っておるのは収集職員でございます。この収集職員なくして、いざというときに出動はかないません。

そういうことは十分認識をしておりますので、その中で一体どの数字まで委託



を進めていくのか。これは行革もござい  
ますので、よくよく詰めていきたいと。  
具体的に数字ありきではなくて、どうい  
う体制が一番摂津市にとって望ましいのか。  
その観点から進めていって、結果的に数  
字が出てくるのではないかと、委託割合  
が出てくるといふふうに私は理解してお  
りますので、5年間の契約期間に何でこ  
んなに拡大するんだということですが、  
これは想定はしてなかったというより  
も、職員の退職の問題ですとか、職種  
替え、任用替えの問題ですとか、やはり  
そのときおりの市の状況を踏まえた中  
での変更でございまして、これはやむを  
得ないかなと。5年間は何もしないとい  
うことではなくて、そのとき、そのとき  
に応じた配置を考えていく。その観点  
から民間委託という選択を拡大するとい  
う形になったとご理解をお願いしたいと  
思います。

それから、環境センターの夜間運営に  
ついて、緊急時心配はないのかなとい  
うご質問の趣旨かと思っておりますけ  
れども、緊急時対応につきましても、一  
定の技術力を担保しないとけません。そ  
れと職員が今まで行っている同じぐら  
いの業務を全て任そうとは思っており  
ません。一定、夜間は自動運転等もご  
ざいまして、最低限やっていただく点  
検、運転管理、ここに限定しようと思  
っています。そしてこの3年間を見ま  
して、委託業者がちゃんとやっている  
のかどうか、こういうことも踏まえて  
仕事をふやすのか、ふやさないのか  
を含めて検討していきたいといふ  
ふうに考えております。

ですから、緊急時対応の問題、これ  
には直接、市民の安全がかかっています  
ので、延命化も含めてどういう選択で  
行けば一番望ましいのか。やはり今後  
の運営、収集も焼却も含めて、一番ベ  
ストマッチ

ングは何かということを考えていき  
たいと。今すぐ答えは出ませんが、直  
営は決して放棄しないと。我々現場を  
守る人間としては、そういうふうにお  
りますので、今後の推移を見守って  
いただきたいと思います。

○森西正委員長 吉田課長。

○吉田障害福祉課長 それでは、障  
害福祉課に係る分にご答弁させてい  
たきます。

児童の通所のみ事業所一覧という  
のはございまして、実際に通所を利用  
するに当たりまして、ほとんどケア  
プランをつくっていただく中で、事  
業所に幾つかやはり特徴がございま  
して、やはり一応児童支援事業とか  
放課後デイサービスとかやりますよ  
と、未就学児もやりますよ書かれて  
いるんですけども、ほとんどの事業  
所が、放課後等デイサービス、小学  
校とか中学生とかの方を対象にして  
て、利用者がどちらかといえば小学  
校低学年が中心の事業所とか、小学  
校高学年の事業所、やっぱり中学生  
が多い事業所というのはございま  
すので、その方の利用者の状況を見  
て、あとおうちからの距離、送迎は  
ございまして、あと、その方のお友  
達とか知り合いの方が行かれてたり  
、そういうのを相談に乗りながら実  
際決められてるという状況ですので  
、なかなか一覧表だけで、こことい  
う形でミスマッチということで、行  
ったけども全然楽しくなかったとか  
いうような状況はないように、非常  
にきめ細かくしていただいている  
状況ではございまして。

○森西正委員長 石原課長。

○石原高齢介護課長 それでは、高  
齢介護課に關します質問にご答弁さ  
せていただきます。

今回の介護予防活動業務の委託内  
容でございまして、こちらは国の緊  
急雇用の

創出基金事業を活用しての事業となります。失業者の方を対象にしまして、次の雇用につなげるためのスキルアップをこの事業で図っていただいて、人材育成に配慮して、雇用の機会を図っていくという内容になっております。

具体的には、これから介護予防という分野がますます需要が拡大してくると考えられますので、高齢者の身体機能の低下でありますとか、筋力の向上でありますとか、そういうふうな健康を促進するための講座でありますとか、体操教室、各施設での運動を通じて、介護予防または健康づくりにいろいろと学んでいただきまして、NPO法人とか各種団体のほうに雇用を図るための人材育成をこの事業でやっていきたいというふうに考えております。

○森西正委員長 鈴木参事。

○鈴木生活環境部参事 それでは、産業振興課に係りますご質問にご答弁申し上げます。

消費者行政活性化交付金につきましては、市町村の消費窓口等機能強化をするために、交付される補助金を使いまして、補助率は10分の10となっております。

この財源を使いまして、今回出前講座を強化することから、出前講座用の機材、また教育用のDVD、講座のパンフレット、啓発グッズを準備するものでございます。

また、先ほども申し上げたように、今回パソコンシステムが変わりましたので、相談員用のパソコン2台もあわせて配置するものでございます。

○森西正委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 通所施設、ロコモティブシンドロームの人材育成、出前講座のプロジェクター、DVD、わかりました。

やはり債務負担行為のところだけがど

うしてもひっかかります。先ほど環境業務課の決意のほども聞かせてもらいました。でも、その根底に流れているのは、先ほど議論の流れみているように、第4次行革ありきなんですよ。職員が減って、民間委託やむなし。民間委託の拡大も7割までいっても、これは他市から比べたら、多いほうではないよ。一般廃棄物、ごみ処理ですね。ごみ収集からごみ処理まで市が責任持ってやるというときに、業務を遂行しないといけない、そのときに職員体制が減ってきた。当然これは職員をふやして、業務遂行するための体制を整えていくというのが、市の責任ではないでしょうかね。それがまず行革ありきで減らして民間だという流れが、まずあるような気がして仕方がないんです。

どこで歯どめをかけていくのかとかいうかね、もうここまで来たら、それこそ定年退職はずっと行けば、皆さん全部定年退職されるわけですから。もうここで定年不補充はやめて、その体制を維持するために、ここからは職員をふやしていくという方針をとられないのかとかいうか、そういう見通しというのはないのかどうか。それを聞かせていただきたいと思えます。

○森西正委員長 杉本部長。

○杉本生活環境部長 先ほど井口次長のほうも申しましたけども、職員体制というときに、直営はなくさないつもりで我々やっております。となると、これは当然年々職員の年がいきますし、退職も出てきます。しかし、直営は残すという、必然的に職員をどうするかという問題に突き当たってくるのは事実なんです。今、議員おっしゃっていることは、採用をどうするのかということに突き当たると思うんですけども、今、本市は現業の不補充、不採用ということが続けてきており

ます。この方針は変わっておりませんが、まず一定、我々現場としてできること、努力できることというのは、今回の債務負担行為のところになろうかと思えます。先ほど副市長もおっしゃいましたけども、今回の委託が一つのターニングポイントになるのではないかと考えております。その中で、今後は市の内部の話になります。どこに何を持っていくかという話になりますけど、我々、ごみ収集、環境を担う者として、ここで当然、採用の問題、これを内部で、もちろん主張していきますし、その中で市全体のバランスを見ながら決定をいただくということになろうかと思えます。

まだ全体の方針として、不補充を解くというふうにはなっておりませんが、まず現行は、幸いなことに、この直営3割については、当面維持できますので、先ほどの防災の問題であるとか、この間でしっかり議論をして参ります。うちの職員はどんな道でも知っています。市内の道、知らないことはないです。これは我々事務職には絶対勝てない、日々、市民とふれあっている職員のもっている強みだと思っております。これは防災のとき必ず役立ちます。その他にもいろんなときに役立つと思えます。

ですから、そういったことを担当の部門として、しっかり主張した上で、今後、職員体制を担っていきたい、責任あるごみの収集体制であり、ごみの処理体制なりをできたらと考えておりますので、この辺については、決して今委員おっしゃっていることとは矛盾していることではないと思えます。市全体としての方針に対しても、しっかりものを言っていくということで、担当として頑張っていきたいと考えております。

○森西正委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 では、最後意見だけというか。前回、だから3年前のそれこそ委託を5割にしたというときにでも、もうこの辺でそれこそ限界かなと、勝手に思っておりましたんですが、今回7割になってきましたね。決意のほどを示しておられますけれども、どこまでというか、今ターニングポイントということも使われましたけども、ここで終わりというような答えはできませんかね。もうこの辺だというふうに、今やこの7割。そういう気持ちだけちょっとお伝えをして終わりたいと思います。

○森西正委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時10分 休憩)

(午前11時13分 再開)

○森西正委員長 それでは再開します。

議案第69号、議案第70号、議案第74号、議案第75号、議案第76号、議案第77号、議案第78号、議案第79号、議案第81号、議案第82号、議案第83号、及び議案第84号の審査を行います。

本12件については、補足説明を省略し質疑に入ります。

福住委員。

○福住礼子委員 それでは質問させていただきます。よろしくお願ひいたします。

まず、指定管理者の募集についてのことなんですけれども、指定管理者候補者の選定についての報告書というのを見せていただいた中で、募集期間というのがございました。それぞれの施設の募集の日数にちょっと違いがあったのが気になりまして、例えば正雀市民ルーム、8月29日木曜日から9月6日金曜日、9日間。温水プール、9月18日水曜日から9月24日火曜日、7日間という、これ

は何か期間の設定、例えば所管されるところでの違いとかいうようなことで、設定に違いがあるのか、ここを教えてくださいと、どのように決められるのかを教えてくださいと、どのように決まるとおもいます。

2つ目には、指定管理者制度導入に関する指針、第2次改定版に指定の期間は原則5年、ただし特別の事情がある場合は、10年以下で個々の施設ごとに決定するというふうなことで、管理の期間ですね、指定の期間が書かれてありました。その中で、葬儀会館と斎場の指定期間が3年というふうになっておりましたので、この内容について教えてくださいと、どのように決まるとおもいます。

もう1つは、小川駐車場の指定管理者になったアマノマネジメントサービス株式会社、ここは駐車場の運営管理をしている会社のようなんですけども、この提案内容を少し教えてくださいと、どのように決まるとおもいます。よろしくお願ひします。

○森西正委員長 答弁求めます。

船寺課長。

○船寺市民課長 葬儀会館と斎場の指定期間が、なぜ3年なのかというご質問にお答えします。

まず、葬儀会館につきましては、市の葬儀事業を取り巻く環境の変化を懸念いたしました。葬儀会館は平成10年の開業から15年目を迎え、この間、市内や近隣地域も含め、民間葬儀社により次々と自社の開館が建設されております。あわせて、インターネット等により、市民が直接葬儀情報をとられるなど、葬儀の形態や葬儀社間の競争原理も強く働いてきております。今後、葬儀会館の運営につきましては、昨年から実施しております規格葬儀や斎場運営とあわせて、その運営方針を再検討していく必要も考えております。

また、斎場につきましては、摂津市施設管理公社の職員の雇用問題も検討すべき課題となっております。

今回、両施設の指定管理の更新を行うに当たり、このような検討課題について、5年という長い期間ではなく、可能な限り早期のうちに一定の方向を導き出したという考え方から、3年間という提案をさせていただきました。

○森西正委員長 早川課長。

○早川自治振興課長 アマノマネジメントサービスの提案でございますが、サービスの向上と質の高いサービスを利用者に提供するとともに、地域に根差した施設と地域の活性化に貢献していくことを目的としております。

主なものとしましては、機械化、それと24時間の開場というのを提案でいただいております。

○森西正委員長 福住委員。

○福住礼子委員 斎場について、環境が変わってくることを懸念しての3年間ということ、よくわかりました。ありがとうございます。

小川駐車場のアマノマネジメントサービスというところの提案が、地域の活性化と機械化、24時間の運営ということがございました。機械化になるということは、これはひいては雇用が減っていくということも、人がかかわることが減っていくということは雇用が減っていくことにつながっていくことなんですか。そこをお答えください。

○森西正委員長 早川課長。

○早川自治振興課長 現在、シルバー人材センターのほうで委託管理のほうはさせていただきますいておりますが、今度、機械式になることによって、その人員の削減というのは考えられますが、提案いただいた内容で、維持というか、清掃業務と

か、そういう業務について地元雇用とい  
いますか、今まで雇用されてた方につ  
いての雇用は考えていくということの提案  
はいただいております。

○森西正委員長 福住委員。

○福住礼子委員 わかりました。そうい  
ったほかのサービス等の人のかかわる部分  
にもあるかと思っておりますので、今後また、  
そういったサービス、見させていただき  
たいと思います。ありがとうございます。

○森西正委員長 ほかにございますか。  
市来委員。

○市来賢太郎委員 それでは、少しお聞  
かせいただきたいと思うんですけど、  
ちょっと個々にかかわるかどうかわから  
ないんですけども、指定管理者制度導  
入に関する指針というものを見せていた  
だきまして、公募と非公募とありまして、  
非公募の理由なんですけれども、こちら  
書いてあるDの高い専門性や特殊なノウ  
ハウが必要で、他に適切な担い手が存在  
しない場合というのはわかるんですけれ  
ども、市の政策的判断に基づく場合とい  
うのは、どんなことがあるのか。もし具  
体的にお聞かせいただけるのなら、聞き  
たいなと思います。

それと、指定管理者の平成26年から  
正雀市民ルームと小川駐車場というのが  
新しく指定管理者になられるところがあ  
るかと思うんですけれども、指定管理者  
候補者の選定についての報告書を見せて  
いただきまして、確かに今回平成26年  
から指定管理者になられる業者というの  
は、数字が、ほかのA団体、B団体より  
も、高いように見受けられます。選定基  
準というところで、1、2、3、4とあ  
りますけれども、この数字の内容をもう  
少し具体的に教えていただけたらと思  
います。

今、アマノマネジメントサービスの件、  
少しお聞かせいただきましたけれども、  
正雀市民ルームのほうも、今後期待され  
る効果などをお聞かせいただけたらと思  
います。

○森西正委員長 早川課長。

○早川自治振興課長 正雀市民ルームの  
ご提案でございますが、今まで稼働率が  
少ないという点を重視していただいてま  
して、事業の見直し等考えていただい  
ております。

それとビケンテクノによります自主事  
業の計画、広報、宣伝について、ビケン  
テクノがホームページやチラシ等を活用  
して市民利用を広めていくという提案を  
しております。

それとあと、先ほども言われておりま  
したが、今現在雇われている方、シルバ  
ー人材センターの方が働いておられるん  
ですけれども、その方に対しても雇用のご  
提案をさせていただくということで聞いて  
おります。

○森西正委員長 杉本部長。

○杉本生活環境部長 総括的なことは、  
政策推進課のほうでやっておりますので、  
総務常任委員会のほうになるかと思  
うんですけど、ただ、先ほどお問いの個々  
で非公募の理由のGが出てる部分で、私  
の所管の部分がございまして、参考にご  
答弁させていただくということでお願い  
できたらと思います。

委員おっしゃってるのは、この非公募  
の理由のG、市の政策的判断に基づく理  
由ということだと思っておりますけども、私  
どもの所管では斎場、それからフォルテ  
301、303、また市民文化ホールと  
いったところが該当するかと思  
うんですけど、斎場につきましては、先ほど申し  
ましたように、もともと市が直営でや  
った施設管理公社に移管したことがござ

います。そんな中で技術職員等を雇用しております。それを特別職で雇っておったのを、施設管理公社に移管したり、向こうでプロパー採用していただいたりをして市のほうでやってるということもございまして、この方の雇用をいきなり民間へ持っていきますと、やはり市の責任を問われるところかと思っておりますので、これは非公募とさせていただいて、施設管理公社ということにいたしております。

フォルテ301、303につきましては、フォルテの駅前の全体の管理にかかわりますので、あの建物と下の駐車場一体で摂津都市開発が担っておられますので、フォルテ301、303だけを民間に出すことはできないということがございますので、これも政策的判断ということになります。

もう一点は、市民文化ホールでございますけれども、これは運営管理ということで、これは民間にもなじむ部分もないことはないと思っております。ただ南千里丘のまちづくりというのは、これ摂津市の将来を担う一つのまちづくりのモデルだと考えております。

その中で市民文化ホール、それから今度のコミュニティプラザ、保健センター、また今度はモデルルームを改築しまして、施設をつくるということで、あの地域一体に市の市民協働であったり、市民の活動の拠点として担っていきたいということもございまして、もちろん施設管理公社自体の今後をどうするかという問題にもかかわります。全部取り上げてしまえば潰れてしまいますので、こういったことももちろんございまして、施設管理公社には今後そういったまちづくりにも積極的にかかわっていただける、市と密接に連絡取り合える、市の意向を非常に反映していただけるということを期待

しまして、市の政策的判断に基づいて、南千里丘については、施設管理公社に担っていただきたいと思っております。その中で政策的判断で非公募としてさせていただくということにいたしましたという経緯でございます。

○森西正委員長 市来委員。

○市来賢太郎委員 非公募の件はご答弁いただきまして、わかりました。ありがとうございます。

正雀市民ルームのところ、もう少しお聞かせいただきたいんですけども、新しく指定業者になられたところの事業の見直しをすると、そして自主事業もやっていくということでご答弁いただいたんですけども、具体的にこんな事業をするよとか、見直す点はこういうところで、この新しく指定業者になられた方は、ここをこう変えるんだというようなご提案があったのか、それをお聞かせ願いたいと思います。

それと、広報、宣伝も独自でやるということをお聞かせいただいたんですけども、それは市のホームページとは別にこの会社がやっていただけるのか、またリンクしてやっていただけるのかとか、そういうご提案があったのかをお聞かせください。

○森西正委員長 早川課長。

○早川自治振興課長 提案については映画等もさせていただくというのと、映画はプロジェクターを使用した映画の開催、それと講座等いろいろと考えてるということでお伺いしております。

それと、ホームページでございますが、ホームページについては新たに作成するという事で考えておられるみたいですが、市のホームページも当然考えておりますが、業者の新たに作成するホームページも考えてるという提案はいただいております。

ます。

○森西正委員長 市来委員。

○市来賢太郎委員 確認だけなんですけど、ホームページの件なんですけれども、業者が正雀市民ルームというホームページを新しく新設されて、それをバナーか何かで市のホームページにリンクさせるという意味でしょうか。

○森西正委員長 早川課長。

○早川自治振興課長 市のホームページとリンクして考えております。

○森西正委員長 増永委員。

○増永和起委員 特に、正雀市民ルームと小川駐車場についてなんですけれども、正雀市民ルームと小川駐車場の指定管理者の今後の選定ですね。それを見ても、点数の配分が、配点がいろいろとあると思うんですけれども、まず一つは、小川駐車場のほうですね。配点が1番75点、175点、3番が200点、4番50点と500点満点というふうになってるんですけれども、ほかのところの駐車場のほうとは配点の仕方がちょっと違うと思うんです。ほかの駐車場は割と経費の縮減が図られることのところが点数配分が大きかったのではなかったかなと思うんですけれども、小川駐車場の場合は、この3番の事業計画に沿った管理を安定して行う能力があることというのが高いんですが、これはどういう意味なのかということについて、教えていただきたいと思います。

小川駐車場のほう、それから正雀市民ルームもそれぞれ配点の中身があると思うんですけど、この事業計画に沿った管理を安定して行う能力があることというのは、正雀市民ルームのほうも高いんですけれども、ほかのは読めば大体わかるんですが、ここの中身というのがもう一つはっきりしないので、もっと具体的に

どういうことなのかということについて教えていただきたいなというふうに思います。ここが高いということが、ほかとの差を大きく生んだ。正雀市民ルームのほうも、小川駐車場のほうも、そういうことになってると思うんです。

それから、募集要項の配点でいくと、小川駐車場は2番目の施設の効用を最大限に発揮し管理経費の工夫が図られること、これが一人頭の配点やと思うんですけど35点で、3番の今言っていた事業計画に沿った管理を安定して行う能力があること、これも35点で、募集要項では同点なはずなんです。

ところが、この候補者選定についての報告書によると、配点そのものが2番と3番で変わってきてるんですね。これについても、どうしてこういうことになったのか、教えていただきたいなというふうに思います。

それと、先ほど福住委員が雇用の問題でおっしゃられてました。私もその点、非常に気になります。きのうの野口議員の質問に対しても、シルバー人材センター雇用で雇用している102人が88人に減るというふうに人数の話も出ておりましたけれども、どこでその雇用が減るのかということについて、今回かけられている部分で結構ですので、わかっている範囲で教えていただきたいと思います。

○森西正委員長 中尾課長代理。

○中尾自治振興課長代理 まず、小川駐車場の配点の部分についてお答えさせていただきます。

もともと小川駐車場のほうですね、文化ホール、以前は福祉会館の附帯施設ということで、意味合いが大きくありましたので、今回もほかの駅前駐車場、駐輪場とは切り離しての公募ということになっております。

そういう意味も含めまして、地域に根差した形の提案をいただけるのかということで、配点のほう大きくさせていただいております。

それから、正雀市民ルームのほうの配点のほうですけれども、正雀市民ルームのほうは今現在、施設管理公社のほうが指定管理ということで、指定管理していただいておりますが、実際のところ、自主事業としての講座等、市民サービスという部分で、もう少し発展した形ものを提案いただけないかということで、今回のほう配点の部分というのは大きい形で配点のほうさせていただいております。

職員のほうですね。雇用の関係のことについてもあわせてお答えをさせていただきます。

今回、小川駐車場につきましては、無人化の24時間ということを提案いただいております。今、シルバー人材センターの方、6名、変則勤務ということで、シフト勤務で勤務していただいておりますが、この方々についてはゼロということになりますが、駐車場内の清掃、草刈り等の部分については、シルバー人材センターのほうで委託していただくという形でアノマネジメントサービスのほうからは提案をいただいております。

正雀市民ルームにつきましては、今、館長ということで1名の方、おられまして、夜勤の方、それと清掃の方を含めておられるんですが、今回提案いただいている分については、正職員1名、館長ということで責任者1名、それからスタッフ2名ということで、3名の方を常駐さすというふうに提案をいただいております。それ以外、清掃の部分についても、今回指定管理者、指定いただければ、清掃部分についても今後の協定の中で、いろいろ結んでいきたいと、雇用していただ

るような形でということで協議をしたいと思っております。

○森西正委員長 増永委員。

○増永和起委員 選定についての報告書とそれから募集要項に点数配分の差があるということについて、お答えいただきたいというふうに言ったんですけど、その点が漏れていたと思いますので、小川駐車場ですね、それについてもまた答えてください。

それから、今のお話ですと、シルバー人材センターの方、6名がゼロにはなるけれども、その全員がお掃除のほうで雇っていただけるということなんでしょうか。また正雀市民ルームのほうもお仕事を失ってしまうという方はないというそういう理解でいいのでしょうか。

指定管理者制度について、導入に関する指針に対して提言が出ていたと思うんです。この提言の中で、付記として、外郭団体が指定管理者に指定されている施設で、仮に外郭団体が指定されなかった場合、そこに在職する職員の身分や処遇に与える影響を考慮し、適切な支援を市として行うことというふうにうたわれております。

私もシルバー人材センターでお仕事されている方、何人か存じ上げていますけれども、やはり年金が非常に少ない中で、シルバー人材センターでのお仕事を生活の糧として働いてらっしゃる方、たくさんいらっしゃいます。その方々が本当にそこで仕事をしていけなくなるということは、生活の糧を奪われるということにつながりますので、その辺しっかりと配慮をいただいているのか、もう一度その部分、きちんとお聞きしたいなと思うんです。ここがもし、お仕事がなくならないということになるのであれば、きのうのお話の102人が88人というの



は、別のところの数字だということになるんでしょうか。これについてもよろしくお願いします。

○森西正委員長 杉本部長。

○杉本生活環境部長 配点のほうは確認しております。

シルバー人材センターについても、これは総括的なことですので、個別のと違いますし、他の委員会の所管のことも含めてですので、私が答えていいのかどうかわかりませんが、一応聞いております資料で言いますと、確かに正雀市民ルームについても、小川駐車場についてもカウントが難しいなと思いますのは、小川駐車場6名ですけども、これ6人べったりおられるわけではなしに、1人が6日間交代でされてるという意味の6人ですので、延べでは1名ということなんですけども、そういったものも含めて、きのうの本会議の答弁で102が88になるということで、これは温水プールとか市営住宅とか体育館であるとか、全て含んだときの数字であるというふうに聞いております。

非公募の部分については、ほぼ横ばいということになりますので、全体を通しましたら、大体二百四、五十の雇用の中で、約10名程度の減があり得るというふうになるかと思えます。それは先ほど申しました小川自動車駐車場の6名も含めてですので、これ6名とカウントするかどうか、べったりずっと来られてる方ということでないの、ですけども数字としては6ということになりますので、6名。約10名程度の減というふうになるかと思えます。

これはそれぞれの、確かに機械化であるとかの中で、雇用の変更はありますけども、これはあくまでも部分的なものであって、全体として大筋で大きく減った

ということではないということでご理解いただきたいのと、確かに一つ一つのシルバー人材センターの方が仕事失われるということですけども、これはやっぱりそのときの対応の中で変更があったというふうにお願いをしていかないといけないですし、またシルバー人材センターのほうで業務開拓していただくといったことも要るのかなというふうに思いますので、その中でこの数字が出てるといふことかと思えます。繰り返しますけど、今現在で240程度の雇用が、約10名程度減るといふふうに聞いております。

○森西正委員長 配点の部分は出ますか。暫時休憩します。

(午前11時44分 休憩)

(午前11時47分 再開)

○森西正委員長 再開します。

早川課長。

○早川自治振興課長 点数の配点でございますが、この指定管理者候補者の選定の報告書のほうでございまして、私どもの間違いで、小川駐車場につきまして、1番こちらは100、2番目は175、3番目が175、4番目が50ということで訂正のほうお願いしたいと思います。

これは報告書の記載ミスで、選定に関しては間違いなくさせていただいております。

○森西正委員長 暫時休憩します。

(午前11時48分 休憩)

(午前11時52分 再開)

○森西正委員長 再開します。

杉本部長。

○杉本生活環境部長 失礼しました。

審査の点数ということではなくて、この最後の報告書のところで早川課長のほうから説明しましたように、数字の記載を間違っていたということでございまして、これは訂正させていただくととも

に、おわびをさせていただきます。まことに申しわけございませんでした。

○森西正委員長 増永委員。

○増永和起委員 単なる記載間違いということですので、よくわかりました。

小川駐車場に関しましては、先ほどのご答弁にもありましたように、やはり文化ホールに行かれる方がそこを利用されるということですので、ただただほかの駐車場と同じというわけではないというお話でした。そのことについては、私たちも同じ思いで、小川駐車場というのはやはり文化ホールにいらっしゃる市民の皆さんがなるべく車ではなくということ、いつも行事のたびにと言われてると思うんですけども、やむなく車を使わざるを得ない方々、やっぱりいらっしゃると思います。そういう方々のためには、この小川駐車場というのは非常に必要な駐車場ですから、ただ駐車場としての、安ければいいという形ではないということについては同じだろうというふうに思っています。

それから、正雀市民ルームですね。こちらについては、自主事業の配点を大きくされたということで、ここが大きい意味がわかったんですけども、そもそも正雀市民ルームは、地域の方々に根差した会館やというふうに理解をしています。その中で、やはり株式会社が入ってきて、新しいいろんな講座であるとか映画であるとかそういう展開をされるのかなとも思いますけれども、やはり私たちはここは公営でぜひとも正雀市民ルームは守ってほしかったし、少なくとも民間に渡してしまうというのは、地域の皆さんが本当に自分たちの使いやすい正雀市民ルームへということ、どうなのかなということでは、非常に疑問を感じております。

シルバー人材センターの皆さんの雇用

の問題ですけれども、人数をできるだけ少なくというふうにしてらっしゃるということでは、配慮していただいていると思うんですけども、先ほども言いましたように、たった1人であっても、その方の生活がやはりシルバー人材センターの仕事が失われることによって、本当に困ってしまうと、困窮してしまうということに至らないのかというのが本当に心配なところ。そこに関して、きっちりと数だけではなくて、どんな方がどんなふうにならなくて、その仕事が終わるといふことにならなくなることについても考えていただきたいなと思います。

私たちはそもそもこの指定管理者ということで入札していくということでは、積極的に賛成する立場ではありませんけれども、いろんな形で全てを反対というわけではありませんが、やはりそこら辺の問題については、きちんと対処をしていただきたいなというふうに思っています。

○森西正委員長 ほかにございますか。

山崎委員。

○山崎雅数委員 では、私のほうからも幾つかお話しさせてもらいたいと思います。

これだけ全てのたくさんの施設が指定管理者になって、民生所管では、正雀市民ルームと小川駐車場だけが公募です。あとは公募をしなかったということは、先ほど杉本部長も説明していただきましたけど、非常に私たち高く評価をしています。

これね、指定管理者制度の募集の要項でも、公募等しないということで、いろんな指定管理者の候補について、基本は公募だと書いてますけども、公募しないということで、先ほど言ったような地域

性が高く、住民団体等による管理が適しているとか、専門性や特殊なノウハウ必要とかですね、市の責任しっかり果たさんといかんというところは公募をしていかないということをちゃんと書いてあって、それを勘案されて公募されなかったと思うんですけども、そうすると、正雀市民ルームはなぜ公募になったのかというところをまず聞きたいと思います。先ほども言われたように地域性が高くて、皆さんがお近くで使われるというのが、なぜ民間委託を含むその競争にさらされたのかということをもっと聞きたいと思います。

それと、この間、本会議で野口議員から援護していただいているんですけども、選定委員会のことなんですけど、正雀市民ルームも、小川駐車場も、これ500点満点ということですね。そうすると、先ほど、きのうの本会議でも聞きましたけども、6人の委員のどなたが欠けたのかと。識者2人、それから副市長、総務部長、市長公室長、そして所管の部長、どれ一人欠けてもやっぱりそれなりの視点というか、必要な方々ばかりなんではないでしょうかね。みずから決めた6人というような選定の基準が、これも正雀市民ルーム、小川駐車場ともに500点になっている、この点をなぜかというか、どなたが欠けたのかと、その方が欠けて本当によかったのかということをもっとお聞きしたいと思います。

それから、正雀市民ルームです。これ、先ほどの仕様書によりますと、統計の仕事、記録ですね、それから清掃、利用許可から使用料徴収、全てをやっていたとということになってます。現行の業務では先ほど言われたように、複数で館長と職員さん、スタッフと、それから清掃の業務、分けて行われておりますけれど

も、これが先ほど館長とスタッフ2人置きはるといことにはなっていると聞いてますけども、非常に労働の強化というのが行われるのではないかと。それこそ人件費の問題とか、どういうふうになっていくのかと、状況、どうなっていくのかというのを聞きたいと思います。ピケンテクノのホームページ見ますと、ビルメンテナンスの会社です。大きな掃除の機械なんか得意なんですよ。こんな大きい掃除する機械なんか、恐らく持ってきて掃除するとかいう話になってくるのではないかなと思うんですけども、そういうことになれば、人件費の削減とか、そんな大きなの、シルバー人材センターの方は使えませんわね。そんな話になってくるのかなと思ってんですけど、中身を聞きたいと思います。

それから、先ほどの選定委員会の報告でも、市民ルームの地元雇用というか、それだけではないですけど、運営の実績とか入ってますけども、A社と同じ43点、これはどういった評価、高いということではなかったのかなという気はするんですけども、その辺の雇用の関係、さらに聞かせていただきたいと思います。

そこには正雀市民ルームには市民サービスコーナーもありますね。ここは指定管理者制度にもそぐわないということで、市民サービスコーナーでは指定管理なんかにはならないということになってます。こういったところが混在するというような施設。なぜ公募になったのかということをもっと聞きたい。

それからコミュニティプラザ、第79号なんですけども、これは一般ではないんですけども、けどもこれは直営から今度委託になるというか指定管理者になるというところで、職員を今は配置をされてますけども、こういったところが窓口

受付とか、その業務内容、どういうふう  
に変わっていくのか、これをお聞かせい  
ただきたいと思います。

○森西正委員長 暫時休憩します。

(午後0時 1分 休憩)

(午後0時59分 再開)

○森西正委員長 再開します。

それでは、答弁をお願いします。

橋本課長。

○橋本市民活動支援課長 コミュニティ  
プラザに係りますスタッフ、行政パート  
ナーの雇用の確保の関係の質問にお答え  
いたします。

現在、行政パートナーを含めて3人に  
窓口業務を担当していただいています。施  
設管理公社との調整の中では、これまで  
の経験を生かして安定的なサービスを今  
後とも続けたい旨のお話をいただいでお  
りまして、この議案が決まりましたら、  
本人さんのライフスタイル等の問題もあ  
りますけども、そこを調整した上で対応  
してまいりたいと考えております。

○森西正委員長 早川課長。

○早川自治振興課長 正雀市民ルームの  
体制等について、ご答弁させていただきます。

正雀市民ルームにつきましては、現在、  
館長が1名でございますが、委託後は館  
長1名、それとパートまたはアルバイト  
の合計2名体制で行う予定となっております。

その2名で館内の清掃等させていただ  
く予定となっております。

○森西正委員長 杉本部長。

○杉本生活環境部長 そうしましたら、  
正雀市民ルーム、なぜ公募に出すのかと  
いうお問い合わせであったかと思えます。

原則、指定管理については公募できる  
ものはしていくという市の大きな方針も  
ございます。であれば、私ども持ってお

ります施設、例えば市民文化ホールであ  
るとか、今回お願いしておりますコミュ  
ニティプラザであるとか、こういったも  
のも公募なのかということになるんです  
けども、先ほど申しましたように南千里  
丘の一体的なまちづくりというところで、  
我々は公募には出さなかったということ  
で、翻って正雀市民ルームはどうかとい  
うことなのですが、正直、施設管理公社  
との一体運用という手もあるのかなと私  
は考えておりました。ただ、一方でこの  
ままの今までの管理の方法が続くことが、  
本当に市民サービスにいいのかどうかと  
いうことも考えました。

その中で、正雀市民ルームの場合は、  
小規模で独立していること、それから現  
在は施設管理公社の方が1人常駐されて  
るだけで、本当に貸し館業務だけをやっ  
ておられるということで、なかなか新た  
な変革を望めないであろうということも  
考えましたので、一旦指定管理を公募し、  
またそれを担う施設管理公社にも応募し  
ていただき、その中で競争に打ち勝って  
いただくということの中で、一つは施設  
管理公社の今までの、言葉悪いですが、  
ぬるま湯的なところを若干刺激をしてい  
きたいという部分もございましたし、民  
間のやり方を見ていただきたいという思  
いもございましたので、公募に出したと  
いうことでございます。

もちろん、それだけの理由で公募に出  
したということではなしに、その大前提  
にありますのは、先ほどの審査の話であ  
りますが、公共性の確保でありますとか、  
市民サービスの向上でありますとか、こ  
れが大前提にある中で、それを民間にお  
任せしたときにどうなのかということ、  
審査の中で確認することを前提として、  
公募をお願いしたということございま  
す。

○森西正委員長 市民サービスコーナーとの混在という部分があったと思いますけども。

○杉本生活環境部長 市民サービスコーナーにつきましては、現在も指定管理で施設管理公社がやっておられますので、その中に市の直営の市民サービスコーナーがあるということでございますので、形態としては施設管理公社が今度新しい業者も入れかわるということであって、特に体制がかわるということではないというふうな理解をしております。

もちろん、施設管理公社と民間業者との距離感という問題はあるのかもしれませんが、原則的にはそういうことで理解をさせていただいております。

○森西正委員長 副市長。

○小野副市長 昨日の本会議にも、委員が6名おると。その中で4名なり5名と。これはなぜかということの中身と、きょうも山崎委員からそのご指摘をいただきました。

ご指摘のように外部委員が2名、内部委員が4名でございました。それで、総務部長、公室長、それから当該団体の担当部長、そして私の4名、プラス外部委員2名と。4名のときもありましたし、5名のときもありましたし、6名のときもあったというふうに思います。

きのう、本会議の答弁の中で言っておりましたように、この外部委員の一名の方が事業団の監事をやられておったという形で、そのときは採点に来られないと。これは賢明だと私も思います。そういう形で席を立たれたと。4名のときというのは、そのうちの一人は私だと思います。それからもう一人、そのときにその外部委員の一名の方が、どうしても身内のご不幸があって、どうしても欠席をされたということでございました。

これだけの資料にもございましたようにナンバー25まで公募しておりますので、ここまで行きますまでに現場の調査も行ってもらっております。それから外郭団体または関係部長との意見交換、ヒアリングもやっていただきました。それからその上での指定管理のプレゼンも聞いた中での採点でございます。

公募の中身とそのトータルのヒアリング、プレゼンに行くまでの流れの中で、私が相当抜けておりましたので、在庁してございまして、抜けてる中で私が採点するのはいかなものかということで遠慮したのもございます。

したがって、その4名というのが、そういう外部委員さんのご都合と、5名のときというのは私がほとんどだったというふうになっておりますので、よろしくお願いします。

○森西正委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 まず、公募の問題について、またお聞かせいただきたいと思いますが、今回は市民ルームは公募にした、それからコミュニティプラザは公募にならなかった、その辺の流れは言うていただきましたけども、このコミュニティプラザも、こういった今の事情で公募にしなかったということであるなら、それこそこの5年間済んだ後、これももう拡大の方向というか、どこで線引くかというのが不明確なんです。こういった流れで、今ここは市がやるべきというその根拠というか、その線の引き方が、非常に、その時々によってももしかしたら変わるんじゃないかなという不安があるんです。だから、それこそこういった、ここをしっかりとってもらって、公募・非公募という線を引いてもらわないと、将来それこそ、そのときどうなってるかというのはわかりませんけれども、コミュニティプラザ

とか、文化ホール、フォルテ、こういった部分が公募になっていくのではないかと、ちょっと思ったりもするので、その辺の考え方を明らかにしていただきたいと思います。

それと、コミュニティプラザの行政パートナーの話わかりましたけれども、職員の財政でいうと、今常駐をされてますけれども、こういったところがまたどうなっていくのかも、お聞かせいただければなと思います。

それと選定委員会の問題です。今、副市長が結局市民ルームの分はこれ副市長抜けられたわけですよ。この6人の委員を決めた。その6人の委員でやっぱり市の責任もしっかり果たして選定をしていくという態度で、やっぱり委員会、重要な位置を占めてると思うんです。教科書の選定委員なんかでも、教科書の編集に携わってた人がおったから抜けたとかいうような問題でも非常に問題になるわけですよ。例えばその検討幹事会で、組織、経営基盤、安定は先に委員がやられるとか、そういうヒアリングやってるとかいう話もありましたから、でもその基盤安定のヒアリングした委員が欠席して、それが点数に反映されないというのは、非常に問題だと思いますし、先ほど担当の部長が抜けても、それは問題やと思います。特に副市長、委員長やられてるわけですから、委員長が抜けるというのがだから非常に問題ではないかと思います。

例えばこの正雀市民ルームのビケンテクノと、この2位というか次の団体との点差いうたら37点。6分の1、100点の持ち点を持って評価をされる、参加をして票を入れられるということであるならば、1人出る出ないで、ひっくり返る可能性もあるといったらあるんじゃないかなと思いますから、この委員会のあ

り方、やっぱり不正常ではないかなと思うんですけども、再度答弁求めたいと思います。

○森西正委員長 橋本課長。

○橋本市民活動支援課長 コミュニティプラザに従事しております職員体制ですけれども、市民活動支援課、現在職員5人がいます。今後、指定管理の導入に伴いまして、体制は若干縮小になるかとは思いますが、その中で本来の市民活動支援の推進に携わってまいります。本年度にスタートした市民公益活動補助金の運用など、そういったものの展開、充実を図っていく業務にシフトしていくという体制で考えております。

○森西正委員長 それでは、副市長。

○小野副市長 1つ目の、いわゆる公募・非公募の中身の線引きという形で、これは今日まで、ひとつ先ほど生活環境部長が言いましたように、当該施設にとって、一元でやっていくほうが公募するよりも市民サービス維持向上が図れる施設はそれでいいと。

もう一つは、いろいろ出てきましたけども、ならばこれを外郭団体が全て負けた場合、この雇用はどうなるんだということについて大きく議論をされました。私はその政策的判断の中に、その部長が言いました中身と、施設管理公社にしてもシルバー人材センターにしても、都市開発株式会社もそうでございますけども、プロパーは全て生活かかっていると。並べて議論したのは、これ民間に任せれば多分全部民間がとるだろうということで予想いたしました。そういたしますと、いわゆるプロパー職員で、家庭があり、子どもがおることも知っておりますから、そこも一定守らなければならないということも政策的判断の一つでございました。

ただ、山崎委員言われたように、この

プレゼンした後に、この外部委員が言われたのは、なぜこれが非公募なんだと。これはありました、確かに。この駐車場はここやって、なぜフォルテがここなるんですかというのにはありました。指定管理というのは、直営でやるか、民間でいくかしかないんでしょと。というような形の中での一つの、なぜここを特別にするのかというような議論もあったことは事実なんです。

そういう議論がある中で、確かに今後、私たちが一番気にしますのは、5年の間に例えば第2次指針で、第2次の指針の中で改定といいますか、外部団体に対する見直しに関する指針を出しておったんですね。その中に、いわゆるその問題は、今後民間の経営手法をどう導入してきますかと。今後問うていかなあきません。この非公募の団体に対しても。いわゆる団体との統合問題も今度議論いたしました。それからそういう問題も含めて経営強化につながる自主事業、赤字の事業については見直してもらわな困ると。市に丸投げやったら困るということも言ってまいりました。

それからもう一つは、本市以外で全部を賄うのはできませんよと。だから事業拡大をしてくれと。自分ところで専門性持つなり、資格免許を取って営業に入るべきだということも言ってまいりました。

これはまだ残っております。したがって、5年後にこの団体が全て非公募にできるということは私も保証はできません。5年後のそのときの社会情勢なり、状況によっては、いわゆる当該団体が市から抱えておって、それだけがやっておればいいんだということでもっては困るということは、これは明々白々であります。

これは相当厳しく我々も言いました。どう自主独立で行けるような体制をつく

るのか。どうやって経営基盤をするのかとあります。シルバー人材センターなんか特にそうでありました。シルバー人材センターの問題につきまして、相当議論いたしました。

したがって、今言いましたように経営基盤の問題なり、自主事業を展開をする。そして本市以外の業務委託、私も紹介いたしました。ここに行かれたらどうですかと。紹介いたしましよとということで、相当声もかけました。そういうことをやってもらわないと、市だけの業務ではこれは無理が来るということは明々白々でありますから、5年後におけるシルバー人材センターであっても、施設管理公社であっても、基本的にそういう経営基盤が安定することの努力をするということは、5年後における非公募にするかどうなのかの一つの私は分岐点だと思います。これは宿題として残っておるということは事実であるというふうに私は思っております。

これは当該団体に全て求めてまいりました。この25年3月の外部団体の見直しに関する指針の7項目の中身を今後我々詰めてまいりますが、これは非常に第一声でございまして、これで終わったわけではございませんから、私は月に一度なり2か月に一度に、その当該団体の担当部課長と当該団体のプロパーを集まってもらって意見交換をし、行政とそういうことをやっていかないと、5年後にまた同じことが起こるのではなからうかというふうに思っておりますので、これは相当厳しく担当部にも担当課長にもプロパーに求めております。

したがって、何も全て公募しようと思いませんが、やはりみんなが認めていく、やはりいい質のもので、安くで、喜んでもらってというのがございます。したがっ

て、そういうところをきちっとやっぱりやってもらおうということがありました。

一つ申し上げますと、このシルバー人材センターで問題になりましたのは、いわゆる市民でもめるのは、シルバー人材センターの一部でもめてます。相当もめました。そのクレームが全部担当課に来た。担当課が晩に走りまくった。それであれば、シルバー人材センターはシルバー人材センターで受けてるんだから、受けてるんだからシルバー人材センターのプロパーがきちっとそのクレーム対応をすべきであると。ところが市民の方は、あの人に対応悪い、口答えが悪いということで全部担当課訴えられた経過があります。これは事実であります。

したがって、そういうこともシルバー人材センターの会員のバージョンアップもしてもらわないと、全てが市が守るということになりませんということは、何回も申し上げました。これが一つの証左でございます。そういったことをシルバー人材センターならシルバー人材センターがきちっと踏まえた上で、レベルアップをし、接遇もやってもらいながら、そこできちっとやってもらおうということが、市が安定的にシルバー人材センターにお任せできるということでございますから、一つの証左を申し上げましたがそういうことでございます。

それから、確かに山崎委員言われてるように、600点満点でトータルではないのかということ言われました。私はそれを否定いたしません。ただ、言いわけ的に申し上げますと、点数的には全部私も見ておりまして、私が入ったとして、この団体が100点で、この団体が10点だということにはなれないと思います。その点数つけてもらって見た中で、私がつけた場合はどうなるかということとは、

そんなに大差ございませんでした。誰が見ても同じような形になるということは、私も確認いたしておりますので、私が出たことによって、このAという会社が100点でBという会社が50点でということではございませんでして、やはりその担当部長も出ておる、市長公室長なり、総務部長も見ておる。何点つけたんかと。外部団体さんも見ておられる。それで私がつけた場合の点数も仮の点数を見ておりますので、逆転とかそういうことはなかったというふう確信しておると。言いわけになるかもしれませんが、そういうこともチェックもいたしておりますので、その点ご理解賜りたいというふうに思います。

○森西正委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 まず、委員会のあり方ですけども、この担当の6名がそろわずにやったことが市の責任をしっかりと果たすということになるのかと。結果オーライやからこれでいいという話ではないと思うんです。ここは非常に問題あると。

それと公募の話ですけども、先ほども市民ルーム、2人体制になると。3人体制から2人体制になる。小川駐車場も6人がゼロになる。そういう話になってきますと、結局その指定管理者は民間だという先ほどのどなたか知りませんが、そういう言い方になるということは、結局労働者というか、要するに経営効率、働いてる方へのしわ寄せで経費の削減を図るということになるのではないかと考えてます。

ですから、別に無駄遣いをするということではないにしろ、しっかりとやっぱりそこでも市の態度として、いわばワーキングプアをつくっていくというか、市がしっかりと市民に対してもお金も出してしっかりとやっていただくというような感



覚をどんどん縮めていったら、本当にそれこそ市の職員要らないよと、仕事してるの全部民間だよという話になってきかねないと思ってますんで、この公募の話ですね、先ほども言われたように5年後、それこそフォルテもコミュニティプラザも全て外へ、民間がやっていくという話になって行って、果たしていいものかというのは非常に危惧を私はしております。

だから非常にこの指定管理者制度そのものを否定はしておりませんから、ずっと、できることなら、皆さんのそれこそ自主性と、それこそよりよい方向というのを支持していきたいと思うんですけれども、委員会のあり方と、それから公募・非公募の線引きのあり方、ちょっと私、疑問を拭き切れないうちで思っております。また別の説明があればお願いしたいと思っております。

○森西正委員長 副市長。

○小野副市長 きのうち、公室長言いましたように、88名になるということは事実でございますので、相当頑張らせた。これはきのうも堤部長とも話しておったんですが、早急にこの話、議会本会議での件でございますので、水田局長なり、林理事長に対しまして、こういう状況の中で、どういうふうにしてもらおうかということは早急に協議をしていかなければならないということになっております。

それでこれは具体的にやってまいるわけでございますので、ただその中で、何回も言いますように、シルバー人材センターというのは、もともとはいきがい公社から発生してますんで、圧倒的多数の会員に頑張ってもらってますが、それは市がやって当たり前だという感覚が私はあると思っております。それを守るのは市の役目であると。高齢者施策であると。そうであるならば、私思うんですが、いつも

水田局長や、林理事長に言うのですが、受け手は市民なんですね。それでこの人はシルバー人材センターの方だということはわからないんですから、市の対応が悪いことになるんですね。ここをきっちりとはやりシルバー人材センターの会員に、きちっとそういうことを、市民に接するわけですから、市の顔をもってやるわけですから、きちっとやっぱりシルバー人材センターはシルバー人材センターでやっぱり対応してもらわないと困るといふふうに思います。

全てが全て、市がやるべきものを何もかもが全てがということではございません。シルバー人材センターはシルバー人材センターでその労働を受けてやるわけですから、シルバー人材センターの中でそのことの研修なり、その接遇なり、それからそういうことをきちっとやってもらった上で、そういうことを言うた中でこの部分をどういう形でやるか。それから、仕事の配分を特定の方に、同じようにいってないかと、これ私もよく聞きます。やっぱり人のこと見ますから、そういうことも含めて、公平にきちっと会員に回していくと。そういうことを求めていかないと、これだけで終わると思いません。したがって林理事長なり、水田局長、ほかの団体に対しましても、そういう公平なローテーションなり、そういう形をもう少し担当部長交えまして、協議をしていく中で、若干減ったとしても、その分はうまく回るような形を、ただ単にこれはあんたがやりなさいということは言いませんので、きのうも堤部長にその指示いたしました。もう少し丁寧に当該団体と話しをする中で、どういう形でやるのか、何人なのか、知恵を絞りながら、きのう答弁したとこでございまして、やってまいりたいというふうに申し上げます。

それから私が多くの部分出られなかったことについては、おわび申し上げなければなりません。開き直っておりませんので。ただ、その中身について、私もチェックしておりますので、そんなに差異はないと。私100点つけて、こっちに10点つけたわけでもございませんし、この点数というのは妥当だなというのは、私自身見ておりますので。妥当であると、そういうことも確認させてもらっておりますので、それをもって私が何も開き直して申してません。それは申しわけございませんでしたと、申し上げながら、ご信頼を賜りたいということをお願い申し上げたいというふうに思います。

○森西正委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 先ほどの答弁の中で、外郭団体の見直しというか、関する指針の話も出ました。確かにシルバー人材センター、施設管理公社、そのもののサービスの向上、能力の向上というのは、それは結構なことだと思うんですけどもね、その団体の性格上、今、副市長が言われたように、外郭団体、こういう団体にみずから金稼げと、仕事ふやして頑張れというのもちよっといかなものかなと私は思っておりますので、またそれは別途で。

○森西正委員長 増永委員。

○増永和起委員 今のお話聞いててちょっと思ったんですけども、6人の選定委員の方の中に、外部の方も委員が2人入られてると。そこで公平性が担保されるというふうな説明を前受けたような気がするんです。

ところが外部の委員の中に、応募してこられるところの関係者の方がいてはったので、その方が審査は抜けたと。それはその方が審査をすることがいいとは私も思いません。というよりも、初めから

その選定委員の中に、その関係者の方を委員として選んでるということ自体に、ちょっと疑問を感じるんですけど、どうしてそういうことになったのか教えていただきたいと思います。

○森西正委員長 副市長。

○小野副市長 この方については、過去にも図書館のときもかかわっていただきました。いい発言もしてもらい、相当勉強もされ、本も買われ、私それを見ておりましたので、この方が適任であるというふうにして判断いたしました。

ただいま、そういう委員から言われるような疑念が起こらないような今後の選定をしなければならないだろうなど。私はその委員さんというのは、すごい熱心な方で、私はこの方やってもらうべきだと、私も申し上げました。ただ、この点で言われますと、それでよかったんですかと、それについては今後注意してまいりたいというふうに思います。

○森西正委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後1時26分 休憩)

(午後1時28分 再開)

○森西正委員長 再開します。

議案第88号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し質疑に入ります。

ございませんか。

山崎委員。

○森西正委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 これ、斎場の使用許りに関する業務が、市長から指定管理者に変わると。斎場の指定管理をされてはわるわけですけども、この斎場の使用許りに関する業務というのが、今現在どういうふうになっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○森西正委員長 船寺課長。

○船寺市民課長 現在、斎場の使用許可につきましては、市民課の窓口において使用許可を出しております。

○森西正委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 つまり、葬儀業者が市役所に来て、斎場の使用許可を求めて判こをもらって帰るということによろしいですか。

○森西正委員長 船寺課長。

○船寺市民課長 施主の方が直接来られることは、ほとんどというか全くありません。葬儀業者の方が、遺族の方また施主の方にかわられて市民課の窓口において申し込みをされて、料金等お支払いになられておられます。

今回、使用の許可権限を指定管理者に移管することになりますと、斎場の窓口において申し込みされることとなりますが、この件につきましては、現在、インターネットを利用した申し込みのシステムを構築しております、来年の4月から、それを運用開始することになります。使用料は、直接斎場でお支払いしていただくこととなりますけれども、申し込みに関してはそのインターネットを通じて申し込むという形になります。

○森西正委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 これも市長の許可ということなんですけれども、市民課の窓口で今判こついてると。それが要するに斎場で判こつくことになるという話によろしいですかね。

そうすると、この項目、何のためにあってこういうことになったのかということなんですけれども、めったにとというか、余り起こらないんでしょうけれども、使用させるべきでない方というの、誰がどういう権限で要するに判定をしていくのか。有名無実やないかという気もするんです

けれども、いかがですか。

○森西正委員長 船寺課長。

○船寺市民課長 斎場の使用許可の要件、それについては、条例及び規則に基づき使用許可を出しております。

もともとこの使用許可の裁量権の範囲については、非常に少ないものでございまして、こういう方については利用できないというものについて、条例、規則等で定めております。

今回の改定に伴いまして、例えば使用料の減免でありますとか、支払い猶予でありますとかの点については市長の権限を外しております。それについては市のほうで許可を出させていただきますので、使用に関してお困りの点がありましたときには真摯に相談に乗らせていただきます。

○森西正委員長 以上で質疑を終わります。

続いて、議案第89号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し質疑に入ります。

山崎委員。

○森西正委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 これも同じような条文変更です。だからそうすると、ここも一応確認です。さっきの88号と同じ状態ですか。

○森西正委員長 船寺課長。

○船寺市民課長 利用の仕方、申し込みの形については、先ほどご説明させていただきましたように、来年の4月からインターネットに通じた形で葬儀の予約、葬儀会館の予約という形になっております。

使用料についても葬儀会館でお支払いしていただく形になります。使用の許可についても、先ほど申し上げましたように、葬儀会館の指定管理者によって許可

を出すこととなります。

こちらの利用の方法につきましても、条例、規則等で事細かに決めておりますので、裁量権が入る余地はございません。先ほどの斎場と同じように、減免措置でありますとか、支払い猶予の措置については、市のほうで取り扱うこととなりますので、その点についてはご相談に乗っていきたいというふうを考えております。

○森西正委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

なければ、以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後1時34分 休憩)

(午後1時36分 再開)

○森西正委員長 再開します。

議案第62号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し質疑に入ります。

市来委員。

○市来賢太郎委員 1点だけ。国民健康保険特別会計補正予算書の6ページの諸収入で、補正が組まれているのが676万6,000円が雑収入となっておりますけれども、具体的にどんな補正があったのか、お聞かせください。

○森西正委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 雑収入の676万6,000円の補正の要因でございます。

今回の補正によりまして、保険給付費や後期高齢者支援金、介護納付金の財源としていました保険基盤安定繰入金などが減額となりましたことで、雑収入により歳入歳出の補正に伴う財源調整をさせていただいたこととなっております。

いわば、歳入としては明確なものはございませんが、財源調整のための補正となっております。

○森西正委員長 ほかにございますか。

増永委員。

○増永和起委員 今、国保の特別会計、6ページ、7ページですけれども、その中で保険基盤安定繰入金がマイナス1,982万6,000円、それからまた保険基盤繰入金保険者支援分もマイナス198万7,000円ということになっています。保険基盤安定繰入金のほうは、府が4分の3、市が4分の1で枠取っている部分だというふうにお聞きしています。

現状、世帯数に応じてということなんですけれども、平成24年の世帯数が決まったことによって、これが今の時期に入ってくるのかなと思うんですけれども、それは何世帯あったのかと、それからそれはもっと前の段階で決定したからこの時期に入ってくるんだけれども、予測としてはもっと早い段階でついているのかどうかということについて、お聞きしたいんです。

算式とそれから予測がつくものなのかどうかということをお聞かせください。

○森西正委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 まず、保険基盤安定繰入金の確定ですが、平成25年度の10月20日時点の保険料の軽減世帯数、軽減被保数ですね、これで決まりますので、決定時期につきましては10月20日をもって確定となります。

人数、軽減数でございますが、一般の被保険者数で計算になりますので、7割軽減の被保数が5,825人、5割軽減が1,913人、2割軽減が3,672人、合計1万1,410人が基盤安定の繰り入れの対象となった方でございます。

続きまして、保険者支援分、こちらにつきましては、7割軽減と5割軽減の人数に、去年の平均保険料額を掛けて、支援率というのがございまして、それを掛けた額となりますので、こちらにつきま

しても10月20日時点の基盤安定の数字をもって確定させていただくものでございます。

○森西正委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

なければ、以上で質疑を終わります。

続いて、議案第64号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し質疑に入ります。

ございませんか。

なければ、以上で質疑を終わりますけれども、よろしいですか。

以上で、質疑なしと認め、質疑を終わります。

続いて、議案第65号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し質疑に入ります。

山崎委員。

○山崎雅数委員 では、これは歳出の後期高齢者医療広域連合の納付金の増額なんですけども、これ、先ほどの国保と同じような感覚なんですけども、被保険者関係ですね、どういう経緯で増額がされてきたということになるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○森西正委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 後期高齢者の基盤安定につきましては、国保と同じく10月20日時点の軽減数をもって確定させていただくものでございます。

軽減数の対象者数でございますが、25年度で7割軽減の方が3,047名、5割軽減の方が149名、2割軽減の方が543名、旧の被扶養者であった方で5割の軽減かかった方が251名、合計3,990名の方が軽減の対象となっております。

○森西正委員長 以上で質疑を終わります。

す。

続いて、議案第90号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し質疑に入ります。

福住委員。

○福住礼子委員 よろしくお願ひいたします。

質問というよりか、この内容、もう少しわかりやすく説明をお聞きしたいと思います。いろいろ考えたり、勉強したりしたんですけど、結局ちょっと最後わかりにくかったんで、もう少しこの掛け率の計算というんですか、少し教えていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○森西正委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 条例の改正の内容でございます。

まずは税法の改正に伴い、延滞金の特例利率が7.3%に満たない場合、延滞金の割合を下げるという改正とさせていただいております。

それと、最低徴収額の500円となっておりますものを、1,000円に引き上げさせていただく。

それと、適用期間、軽減期間の適用期間を1か月から3か月に延長させていただいてるものでございまして、具体的に計算の方法でございますが、まず、納期限が過ぎた保険料につきまして、3か月間については延滞金が7.3%と特例割合と比較をさせていただきまして、低いほうの率で3か月間については延滞金の計算をさせていただきます。

その後、3か月经過をして、まだ延滞金がかかる場合につきましては、特例割合に7.3%足した分、もしくは14.6%を比較させていただきまして、低いほうの率を延滞金として計算させていた

だく。そういった形で改正のほうは行っております。

○森西正委員長 福住委員。

○福住礼子委員 そうしましたら、若干延滞料、払う側にしたら少し緩和されたということになるんでしょうけれども、今、その延滞されてるといわれる対象者の方おられると思うんですけども、既に。これ、次のときからになるんですけども、なった場合、その緩和に対象となる人というのはどのぐらいの人数なのか、割合なのか、どういったいいのかわからないんですが、そういう対象者になるのはどのぐらいになりそうなのかというのとはわかるでしょうか。例えば、私はちょっとごめんなさい、こういうところに詳しくないもんですから、例えば今100人ぐらい、ざっくりですよ、こんな話は通らないかもしれない、100人ぐらいいて、そのうちこのぐらいの方たちはそういうところに入るかなとかいうのって、わかりますでしょうか。

というのは、この計算の仕方を見て、例えば、そういう対象者の人に説明をしてあげようとかいった場合に、とてもじゃないけど、この絵が、数字が浮かんでこないんですね。あなたの場合はこうですよって、当然ここに来て、来てもらったらいいということなんでしょうけれども、ちょっとこういう人はこの辺になるのかなとかいうわかるようなことがあったら。なぜかという、この文字だけで読んでみると、わかりにくいので、もう本当申しわけないですけど、ちょっと具体的な例がもし出せるのであれば、こういう資料につけていただくと、ちょっと助かるかなと思ったもんですから、すみません、勉強不足で。もしわかるようであれば教えていただきたいんですが。

○森西正委員長 そうしたら、堤部長。

○堤保健福祉部長 どなたが対象になるかということですが、これはもし特例基準割合が7.3%以下になりますと、納期を1日でもおくれた方は全員対象でございます。

それで、例えばこういう方がこういう金額で幾らになるかとそういうことでしたら、計算はしておりますので、そういうことでよろしいでしょうか。

具体的な計算例は、担当課長のほうから説明します。

○森西正委員長 それでは、安田課長。

○安田国保年金課長 3パターンほど試算をしておりますので、ご説明させていただきます。

例えば特別基準割合が2%、期別の保険料額が5万円の場合、それで1年間滞納された、1年後に納付された場合なんですけど、まず、3か月間につきましては、373円が延滞金となります。その後、3か月過ぎて1年の間は3,490円、足して3,864円になるんですが、100円未満を切り捨てしますので、3,800円が延滞金となります。ですから5万円だから必ずかかるかということ、期間によってかからない場合が出てきます。

次に、国保料などで最低の金額でいきますと、1,890円の方がおられます。この方につきましては、同じく1年間、1年後に納付された場合、そもそもの金額が2,000円未満になりますので、2,000円未満については延滞金は掛けない計算となっております。

続いて、7,700円だった場合ですね。1年後に払われた場合、こちらについては3か月間で52円、その後残りの3か月経過後から1年までの間で488円、足して541円になるんですが、今回の改正で1,000円未満はもう全部切り捨てとなりますので、7,700円

の方で1年後に払われても延滞金はかからないという計算になっております。

○森西正委員長 増永委員。

○増永和起委員 今回の改正に、ただし、被保険者又は連帯納付義務者が納期限までにその納付すべき保険料を納付しないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるとき、という文言が加えられたと思います。

今、大変な不況の中で、高い国保料、なかなか払えずに本当に苦しんでる方、たくさんいらっしゃると思います。国保だけではない、ほかのいろんな部分もあると思うんですけども、この文章が入るということは、大変苦しんでいる市民の方にとって、配慮がしていただけるということで、ありがたいなというふうに思ってるんですけども、具体的にどんな場合というような想定をされておられますか。

○森西正委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 想定の場合ですが、一般的に災害に遭われた場合、病気、負傷、失業、事業の休廃止などを基本に考えております。

今後、他市の状況などを参考に、柔軟に対応していきたいと考えております。

○森西正委員長 増永委員。

○増永和起委員 今、災害、病気、事業休廃止、いろいろというふうに言われましたけれども、例えば自営業の場合だと、休廃止というところまでいかなくても、本当に所得が少なくなってもう赤字だというような状況に陥ってらっしゃる方もあるわけです。そやからいうて、休業とか廃業ができるかといったら、なかなかそうはいかないというのが実態としてあります。減免の制度の中でも、やはり摂津市は軽減措置いろいろつくっていただいて、相談にも国保のほうでは特に親

切に乗っていただいていると思いますので、その辺ぜひ柔軟にご検討いただきますようお願いしたいと思います。自営業だけに限りません。いろんな形で、年金の方でも大変今苦しいとこにありますので、これは要望にしておきます。ぜひよろしくお願いいたします。

○森西正委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後1時54分 休憩)

(午後1時59分 再開)

○森西正委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森西正委員長 討論なしと認め採決します。

議案第60号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 賛成多数、よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第62号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 全員賛成、よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第64号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 全員賛成、よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第65号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 全員賛成、よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第69号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 賛成多数、よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第70号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 賛成多数、よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第74号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 全員賛成、よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案75号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 全員賛成、よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第76号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 全員賛成、よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第77号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 全員賛成、よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第78号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 全員賛成、よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第79号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 全員賛成、よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第81号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 全員賛成、よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第82号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 全員賛成、よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第83号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 全員賛成、よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第84号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 全員賛成、よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第88号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 全員賛成、よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第89号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 全員賛成、よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第90号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 全員賛成、よって本件は可決すべきものと決定しました。

これで、本委員会を閉会します。

(午後2時3分 閉会)



委員会条例第29条第1項の規定により、  
署名する。

民生常任委員長 森 西 正

民生常任委員 増 永 和 起